

豊川市内医療機関の皆様へ

豊川市では、医師会、歯科医師会、薬剤師会と共同で感染性在宅医療廃棄物の処理に関する制度を設けました。

今後は、このルールに従って、適切な取り扱いをお願いいたします。

感染性在宅医療廃棄物

- ①患者さんが自宅で自己注射などの医療行為を行った後、発生するもの
- ②医師や歯科医師の往診による医療行為時に発生するもの
- ③訪問看護における医療行為時に発生するもの

のうち、感染性を有すると判断されるものです。

- ①については患者さんが直接医療機関に持ち込みます。
- ②及び③については往診後若しくは訪問看護後に医療機関にお持ち帰りください。

感染性のあるもののみを回収の対象としてください。

それ以外のものは、通常のご家庭ごみと同様の処理を患者さんをお願いしてください。

<回収の方法>

取扱量が多い医療機関には保管回収専用の容器を配布し、市が定期的（月1回）に回収を行います。

医師会、歯科医師会、薬剤師会の事務所にも専用の容器を配布しますので、取扱量の少ない医療機関におかれましては硬質プラスチック製やガラス製のびんのような堅牢な容器に入れて、各会館にお持込みいただくことをお願いします。

感染性在宅医療廃棄物は分離不要です。

そのままの状態ですべて専用容器に投入してください。

高温で熔融処理しますので容器を含め素材は不問です。

専用容器



・お願い

医療機関のなかで発生した感染性廃棄物は絶対に入れないでください。
これらは産業廃棄物であり、医療機関に処分の責任があります。

- ・取扱量が増えたことで、市の収集を新たにご希望される場合は、直接、市にご連絡ください。
- ・市の作成した感染性在宅医療廃棄物収集・処理マニュアルをご確認ください。

問い合わせ先 豊川市 清掃事業課 清掃工場係 87-4010